

奈良県告示第百三十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成二十六年七月四日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
北 廣美	やわらぎクリニッ ク	生駒郡三郷町立野 南二丁目八番一二 号	外科（肢体不 自由）	平成二十六 年六月三十 日